

犬山市事後審査型一般競争入札公告共通事項

1 入札等の方法に関する事項について

(1) 実施方法

電子入札の実施については、犬山市電子入札実施要綱（平成20年10月1日施行。以下「電子入札要綱」という。）により行う。電子入札要綱及びその他の書類等は、犬山市ホームページ（事業者向け情報＞入札・契約）よりダウンロードできる。また、電子調達システム利用規約及び操作手引書等を熟読しておくこと。あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）の利用時間は、平日午前8時から午後8時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

(2) 紙入札について

ICカードの再取得手続中等、電子入札要綱第10条第2項各号のいずれかに該当し、紙入札での参加を希望する者は、「問い合わせ先_入札担当課」に電話で連絡し、指示を受けるものとする。

2 最低制限価格に関する事項について

最低制限価格が「有」の場合には、事後公表とする。

最低制限価格の算出は、入札公告において記載する「土木関係工事」、「建築関係工事」、「その他」の区分により算出する。（別添「最低制限価格の設定について」を参照すること。）

3 入札参加資格要件に関する事項について

(1) 建設業の許可等

建設業の許可は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となる。

(2) 所在地

所在地は、入札公告日において、契約を締結する営業所（建設業法第3条の許可を有する営業所等）の所在地のことをいう。ただし、犬山市競争入札参加資格者名簿に契約営業所として登載された営業所に限る。

入札公告上の表示	摘要
犬山市内本店	犬山市内に建設業法上の主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者。
犬山市内本店・支店	犬山市内に建設業法上の主たる営業所又は主たる営業所以外の支店、営業所等を有する者。
近隣町内本店・支店	扶桑町又は大口町内に建設業法上の主たる営業所又は主たる営業所以外の支店、営業所等を有する者。
愛知県一宮建設事務所管内本店・支店	愛知県一宮建設事務所管内に属する市町（一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町）内に建設業法上の主たる営業所又は主たる営業所以外の支店、営業所等を有する者。
愛知県内本店・支店	愛知県内に建設業法上の主たる営業所又は主たる営業所以外の支店、営業所等を有する者。

(3) 総合評定値

総合評定値は、令和8・9年度の犬山市競争入札参加資格審査申請（建設工事）の認定を受けた時点における経営事項審査の総合評定値通知書による総合評定値を指す。

(4) 施工実績

施工実績は、入札公告に記載する指定の年度以降に完成したすべての要件を満たす元請工事で、契約金額は、1 契約あたりの金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）とする。なお、この施工実績は、入札に参加する企業等の実績であり、この工事に配置を予定する技術者個人の実績ではない。

※ 官公庁等とは、国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他これに類する法人をいう。

(5) 配置予定技術者

配置技術者は、請負代金の額が 4, 500 万円（建築一式工事は 9, 000 万円）以上となる場合には、配置される技術者は現場に専任であることが必要である。また、下請代金の総額が 5, 000 万円（建築一式工事は 8, 000 万円）以上となる場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有する者を監理技術者として配置することが必要である。

(6) その他

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 入札公告日において、犬山市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されている者であること。

ウ 入札への参加申込みをした日から当該工事の落札決定の日までに、犬山市の契約に係る指名停止要領（平成 14 年 4 月 1 日施行）、犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（令和 2 年 3 月 30 日締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の競争入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受け、営業停止期間中でない者であること。

(8) 本案件に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

4 入札参加申込書の提出に関する事項について

入札参加申込書の提出方法は、以下のとおりとする。

(1) 提出方法

電子入札システムにより入札参加申込書に必要な事項を入力するとともに、制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1）のみを、原則、添付ファイル（ファイル名は、（会社名）工事名_申請書とすること。）で送信すること。

ファイル名（例） （犬山土木）道路改修工事_申請書

※ 施工実績調書（様式第 2）及び現場代理人等の資格・工事経験調書（様式第 3）その他確認資料をこの時点で添付する必要はない。

(2) 受付の確認

電子入札システムにより「入札参加申込書受付票」（以下「受付票」という）を発行する。受付票は印刷し、保管すること。

5 設計図書等の配布に関する事項について

設計図書等は、入札情報サービス（以下「PPI」という。）において、圧縮ファイルを解凍しなけ

ればならない。なお、設計図書の配布場所は以下のとおり。

「P P I」→「入札公告」→「検索（調達機関は犬山市）」→「調達案件名称（本案件をクリック）」

6 設計図書に対する質問等に関する事項について

質問書の様式は、任意様式とする。

7 入札書及び工事費内訳書の提出方法等に関する事項について

入札書及び積算内訳書の提出方法は、以下のとおりとする。

(1) 入札の方法

ア 入札は、原則として電子入札システムにて行い、紙入札（紙入札の承認を受けた場合を除く。）、郵便、電報による入札は認めない。

イ 積算内訳書の提出がない場合、入札金額と積算内訳書の総額の不一致、工事名等が明らかに異なる場合は、入札を無効とする。

(2) 積算内訳書の提出方法

ア 積算内訳書は、犬山市ホームページに掲載されている様式を使用すること。

イ 提出する積算内訳書のファイル名は、「(会社名) 内訳書」とすること。

ファイル名（例） （犬山土木）内訳書

8 落札候補者の決定に関する事項について

(1) 入札の執行について

ア 入札に参加する者が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

イ 予定価格を事前公表した場合の1件の入札に係る入札執行回数は、1回とし、再度入札は行わないものとする。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札候補者の決定

予定価格と最低制限価格の範囲内で最も入札価格の低い者から落札候補者を決定する。

(3) 資格確認書類（提出書類）

提出書類の様式については、犬山市ホームページからダウンロードし、犬山市指定の様式を提出すること。なお、提出された書類は、申請者に返却しない。

ア 施工実績調書（様式第2）

イ 現場代理人等の資格・工事経験調書（様式第3）

ウ 施工実績を確認できる書類（契約書、(財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」による竣工時工事カルテの写し（技術データ含む）等）

エ 配置する監理技術者又は主任技術者に係る免許等の写し

オ 建設業許可に係る書類（建設業許可通知書、建設業許可証明書、建設業許可申請書で受付の押印があるもの、又は建設業許可変更届出書で受付の押印があるものなど）

(4) 資格確認書類の提出部数

1部

(5) 資格確認結果の通知

資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定したうえ、当該落札者に電子入札システムにより通知する。落札候補者が資格を満たしていない場合は、次の順位の者から落札者

が確認できるまで順次審査を行うので、資格確認書類を求められた場合は、2日以内（休日を除く）に入札担当課まで書類を提出すること。なお、期限内に当該書類を提出しないときは、無効となる。

9 契約書作成の要否に関する事項について

契約書作成が「要」の場合には、契約書による契約締結が必要となる。

10 前金払及び中間前金払に関する事項について

前金払及び中間前金払が「有」の場合には、前金払及び中間前金払を請求することができる。前金払等の割合については以下のとおりとする。なお、複数年度にわたる事業では、各年度ごとに支払うことのできる金額に制限がかかる場合がある。

(1) 前払金

契約金額に10分の4の割合を乗じて得た額（10万円未満を切り捨てた額）とする。

(2) 中間前払金

契約金額に10分の2の割合を乗じて得た額（10万円未満を切り捨てた額）とする。

12 入札及び契約手続き等に関する事項について

(1) 無効とする入札

ア 犬山市契約規則（昭和40年規則第21号）第12条の規定によるもののほか、事前公表をした予定価格を上回る入札、又は最低制限価格未満の入札は無効とする。

イ 3に規定する入札参加資格要件に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

ウ 談合情報が寄せられ、情報どおりの入札結果となった場合には、談合の事実の有無にかかわらず、当該入札を無効とする。

エ 複数の案件で落札候補者となった時、配置できる技術者等に限りがある場合は、開札日時の早い案件から落札候補者決定順に技術者等を配置することとし、技術者等を配置できない案件は、入札参加資格を満たしていないものとして当該入札を無効とする。その場合、次順位者を落札候補者とし、資格審査を行うものとする。

(2) その他必要な事項

ア 工期は、事情により変更することがある。

イ 入札に参加したものは、入札後において入札公告、設計図書、工事請負契約書、現場等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ウ 下請業者の選定、建設資材及び現場消耗品等を購入する場合は、可能な限り市内業者を活用するよう努めること。

エ 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに「犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、犬山市は一切の損害賠償の責を負わない。

オ 落札者は、契約保証金等の関係書類を工事担当課へ提出すること。

カ 本案件に関連して指名停止の措置を受けた者は、本案件における目的物の再度公告による入札があるときには、その入札に参加することはできない。

キ 配置技術者について

(ア) 配置予定の技術者で、他の工事の配置技術者となっている場合については、本案件の開札日の前日までに、他の工事について、技術者の配置を必要としない状況（工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等のみが残っている状況をいう。）にしておく必要がある。ただし、いずれの工事においても専任を要さない場合、又は建設業法第26条第3項及び建設

業法施行令第27条第2項に該当する場合については、この限りでない。

(イ) 落札者は、事後審査に必要な書類等に記載した配置技術者を当該工事に配置すること。

(ウ) 実際の工事に当たって、事後審査に必要な書類に記載した配置技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等のやむを得ない場合に限る。

ク 落札候補者が入札参加資格条件を満たしているのにもかかわらず辞退した場合は、指名停止等の措置をする場合がある。

ケ 本案件が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく工事である場合は、落札者は、建設リサイクル法第13条及び特定建設資材にかかる解体に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に基づく書面等を落札後速やかに工事担当課へ提出すること。

コ 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和33年法律第67号）、犬山市契約規則、犬山市電子入札実施要綱、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）利用規約（平成18年9月6日施行）による。